

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます

- 健康保険法等の一部を改正する法律に伴い令和6年1月1日より施行されます。
- 妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。
（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

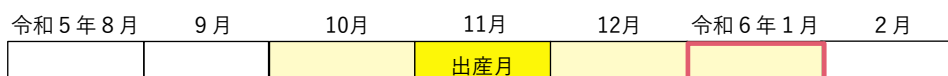
保険料の軽減期間

- 出産月の前月から翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が軽減されます。



※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

 …対象期間

当組合にて「出産」を確認した後、『産前産後期間保険料軽減届出書』をご自宅へ送付いたします。

提出書類

- ① 産前産後期間保険料軽減届出書
- ② 母子健康手帳写し

月額上限額該当世帯（組合員 月額66,000円 准組合員 月額41,000円）につきましては、（全額または一部）軽減のされない場合がありますので、ご了承ください。